

# ASEANでの 現地拠点設置を検討する皆さまへ

～海外戦略策定と  
現地検証をサポートします!～

海外進出形態の一つである現地拠点の設置は、企業の海外展開の可能性を大きく拡げます。「海外拠点設置等戦略サポート事業」では、海外拠点設置や海外拠点設置に向けた現地企業とのアライアンスを目指す都内中小企業の皆さまに対して支援を実施しています。本事業では、海外ビジネス強化・拡大を考える都内中小企業が、十分な情報収集と見極めに基づいて海外展開できるよう、精緻な戦略の策定と現地検証の実施、海外拠点設置等の実行をトータルで支援します。

募集期間 8月5日(月)～9月6日(金)

支援期間 支援決定日～2021年3月31日

対象 ASEAN地域での海外拠点設置  
等を計画する都内中小企業

申込方法 公社ホームページをご確認ください。  
<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1907/0016.html>



支援企業 10社

※募集の内容は裏面をご覧ください。

## POINT 1

海外戦略の策定と  
拠点設置の課題抽出等を  
**的確にアドバイス**します!

## POINT 2

通訳、移動車両の手配、  
企業紹介資料の作成に係る  
翻訳等は**公社が手配**します!

## POINT 3

現地調査後も  
拠点設置に向けて  
**丁寧にフォロー**します!

## 申込方法及びスケジュール

申込方法 申請書類を郵送または持参により公社に提出【提出期間】2019年8月19日(月)～2019年9月6日(金)必着

※申込方法、提出先等詳細については(公財)東京都中小企業振興公社ホームページより募集要項をご参照ください。

※一次審査(書類)、二次審査(面接)を行い、支援企業を決定します。

URL:<http://www.tokyo-kosha.or.jp/topics/1907/0016.html>

### 申込から決定までの流れ

2019年8月5日～9月6日

必要に応じて実施

2019年9月上旬～中旬

2019年9月27日(予定)

2019年9月下旬



申請登録・申請書類提出  
(HP) (郵送または持参)



事前訪問



一次書類  
(書類)



二次書類  
(面接)



支援企業決定

**支援対象者** 以下(1)(2)を満たす対象者

- (1) 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する中小企業で、大企業が実質的に経営に参画していないこと(いわゆる「みなし大企業」は除きます)
- (2) ASEAN地域での海外拠点設置または海外拠点設置を目的とした現地企業とのアライアンスを計画していること

**対象事業** 以下(1)(2)のいずれかの内容であること

- (1) 海外拠点設置(生産拠点、販売拠点、開発拠点、物流拠点、駐在員事務所等) ※合弁、独資いずれも可
- (2) 海外拠点設置を目的とした現地企業とのアライアンス(技術契約、生産委託契約、物流契約、販売代理店契約等)

**支援期間・支援の流れ** 支援決定日～最長2021年3月31日(約1年6カ月)1年目  
①**海外戦略策定と現地検証の  
ハンズオン支援**

支援決定日～2020年3月31日(約6カ月)

**【支援内容】**

- 海外戦略策定
- 現地調査(現地出張による調査)
- 調査結果レビュー

2年目  
②**海外拠点設置等実行支援**

2020年4月1日～最長2021年3月31日(約1年)

**【支援内容】**

- 現地出張同行
- 専門家によるサポート

※ 支援決定日は、2019年9月30日を予定しています。

**費用負担**

- 公社負担・通訳費、移動車手配費、企業紹介資料の作成に係る翻訳費等
- 採択事業者負担:現地出張に伴う採択事業者の渡航費、宿泊費、滞在費等

**主な留意事項**

- 対象地域は、ASEAN(特にタイ・インドネシア・ベトナム)とします。
- 海外現地調査は、原則1カ国・1回とします。
- やむを得ない場合を除き、海外戦略策定のみで終了することはできません。原則現地調査を実施することが必要です。
- 2年目の実行支援において、実行に着手できる計画であることが必要です。
- 海外拠点設置を目的としない製造委託契約、技術契約、売買契約等の締結や海外販売先、代理店、商社等の発掘のみの事業は対象とはなりません。公社国際事業課で実施する「海外販路開拓支援事業」や「海外企業連携プロジェクト」等をご活用ください。